

南砺市に転入された方・南砺市から転出された方の投票できる選挙について

南砺市で投票ができるのは、満18歳以上で、南砺市の選挙人名簿に登録されている方です。

選挙人名簿は、満18歳以上で、南砺市に3か月以上住民票がある方が登録されます。

したがって、南砺市に転入されたばかりの方は、南砺市の選挙人名簿に登録がないため、投票できない場合があります。

- 南砺市に転入された方は ⇒ 1～3、7、9及び10ページ
- 南砺市から転出された方は ⇒ 4～6及び8～10ページ

上記のページで投票できる選挙及び補足説明をそれぞれご参照ください。

○南砺市に転入された方について

下表で該当する番号を確認し、2 ページ又は3 ページで投票できる選挙をご確認ください。

Q1. どこから引っ越してきましたか？	Q2. 南砺市に転入届を提出してから何か月になりますか？	Q3. 旧住所地から転出して何か月になりますか？	該当する番号
富山県内の他の市町村から引っ越してきた。	転入届出から3か月未満	転出日から4か月未満で旧住所地の選挙人名簿に登録されている。	➡ ① (2ページ)
		転出日から4か月以上たった。	➡ ② (2ページ)
	転入届出から3か月以上経過し、かつ、南砺市の選挙人名簿に登録された。		➡ ③ (2ページ)
南砺市内で転居した。			➡ ④ (2ページ)
他の都道府県から引っ越してきた。	転入届出から3か月未満	転出日から4か月未満で旧住所地の選挙人名簿に登録されている。	➡ ⑤ (3ページ)
		転出日から4か月以上たった。	➡ ⑥ (3ページ)
	転入届出から3か月以上経過し、かつ、南砺市の選挙人名簿に登録された。		➡ ⑦ (3ページ)

①に該当する方

<ul style="list-style-type: none"> 衆議院議員総選挙 参議院議員通常選挙 富山県知事選挙 富山県議会議員選挙 	<p><u>投票できます。(ただし、旧住所地の選挙区の候補者等)</u></p> <p>⇒南砺市の選挙人名簿にはまだ登録されませんが、旧住所地の選挙人名簿に登録があれば、不在者投票をすることができます。</p>
<ul style="list-style-type: none"> 南砺市長選挙 南砺市議会議員選挙 	<p><u>投票できません。</u></p> <p>⇒まだ南砺市の選挙人名簿に登録されないため投票できません。</p>
<ul style="list-style-type: none"> 旧住所地の市区町村長及び議員を選ぶ選挙 	<p><u>投票できません。</u></p> <p>⇒すでに南砺市の市民なので投票できません。</p>

②に該当する方

全ての選挙で投票できません。

⇒転入届出から3か月未満なので、南砺市の選挙人名簿には登録されません。また、転出日から4か月以上経過しているため、旧住所地の選挙人名簿から抹消されています。そのため、全ての選挙で投票できません。

③に該当する方

南砺市で行われる全ての選挙で投票できます。

⇒南砺市の選挙人名簿に登録されているので、南砺市で行われる全ての選挙に投票することができます。ただし、旧住所地で行われる選挙に投票することはできません。

④に該当する方

南砺市で行われる全ての選挙で投票できます。

⇒南砺市の選挙人名簿に登録があれば、引っ越し前と同様、南砺市で行われる全ての選挙に投票することができます。ただし、投票区（投票場所）が変わる可能性があります。転居される場合は、最寄りの行政センターで必ず転居の届出をしてください。

⑤に該当する方

<ul style="list-style-type: none"> ・衆議院議員総選挙 ・参議院議員通常選挙 	<p><u>投票できます。(ただし、旧住所地の選挙区の候補者等)</u></p> <p>⇒南砺市の選挙人名簿にはまだ登録されませんが、旧住所地の選挙人名簿に登録があれば、不在者投票をすることができます。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・富山県知事選挙 ・富山県議会議員選挙 ・南砺市長選挙 ・南砺市議会議員選挙 	<p><u>投票できません。</u></p> <p>⇒まだ南砺市の選挙人名簿に登録されないため投票できません。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・旧住所地の県知事及び県議会議員を選ぶ選挙 ・旧住所地の市区町村長及び議員を選ぶ選挙 	<p><u>投票できません。</u></p> <p>⇒すでに富山県民であり、かつ、南砺市の市民なので投票できません。</p>

⑥に該当する方

全ての選挙で投票できません。

⇒転入届出から3か月未満なので、南砺市の選挙人名簿には登録されません。また、転出日から4か月以上経過しているため、旧住所地の選挙人名簿から抹消されています。そのため、全ての選挙で投票できません。

⑦に該当する方

南砺市で行われる全ての選挙で投票できます。

⇒南砺市の選挙人名簿に登録されているので、南砺市で行われる全ての選挙に投票することができます。ただし、旧住所地で行われる選挙に投票することはできません。

○南砺市から転出された方について

下表で該当する番号を確認し、5 ページ又は6 ページで投票できる選挙をご確認ください。

Q1. どこに引っ越しましたか？	Q2. 引っ越し先に転入届を提出してから何か月になりますか？	Q3. 南砺市から転出して何か月になりますか？	該当する番号
富山県内の他の市町村に引っ越した。	転入届出から3か月未満	転出日から4か月未満で南砺市の選挙人名簿に登録されている。	① (5ページ)
		転出日から4か月以上たった。	② (5ページ)
	転入届出から3か月以上経過し、かつ、引っ越し先の選挙人名簿に登録された。		③ (5ページ)
他の都道府県に引っ越した。	転入届出から3か月未満	転出日から4か月未満で南砺市の選挙人名簿に登録されている。	④ (6ページ)
		転出日から4か月以上たった。	⑤ (6ページ)
	転入届出から3か月以上経過し、かつ、引っ越し先の選挙人名簿に登録された。		⑥ (6ページ)

①に該当する方

<ul style="list-style-type: none"> • 衆議院議員総選挙 • 参議院議員通常選挙 • 富山県知事選挙 • 富山県議会議員選挙 	<p><u>投票できます。(ただし、南砺市の選挙区の候補者等)</u></p> <p>⇒引っ越し先の選挙人名簿にはまだ登録されませんが、南砺市の選挙人名簿に登録があれば、不在者投票をすることができます。</p>
<ul style="list-style-type: none"> • 引っ越し先の市区町村長及び議員を選ぶ選挙 	<p><u>投票できません。</u></p> <p>⇒まだ引っ越し先の選挙人名簿に登録されないので投票できません。</p>
<ul style="list-style-type: none"> • 南砺市長選挙 • 南砺市議会議員選挙 	<p><u>投票できません。</u></p> <p>⇒すでに引っ越し先の住民なので投票できません。</p>

②に該当する方

全ての選挙で投票できません。

⇒転入届出から3か月未満なので、引っ越し先の選挙人名簿には登録されません。また、転出日から4か月以上経過しているため、南砺市の選挙人名簿から抹消されています。そのため、全ての選挙で投票できません。

③に該当する方

引っ越し先で行われる全ての選挙で投票できます。

⇒引っ越し先の選挙人名簿に登録されているので、引っ越し先で行われる全ての選挙に投票することができます。ただし、南砺市で行われる選挙に投票することはできません。

④に該当する方

<ul style="list-style-type: none"> ・衆議院議員総選挙 ・参議院議員通常選挙 	<p><u>投票できます。(ただし、南砺市の選挙区の候補者等)</u></p> <p>⇒引っ越し先の選挙人名簿にはまだ登録されませんが、南砺市の選挙人名簿に登録があれば、不在者投票をすることができます。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・富山県知事選挙 ・富山県議会議員選挙 ・南砺市長選挙 ・南砺市議会議員選挙 	<p><u>投票できません。</u></p> <p>⇒すでに引っ越し先の都道府県民であり、かつ、引っ越し先の市区町村民なので投票できません。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・引っ越し先の県知事及び県議会議員を選ぶ選挙 ・引っ越し先の市区町村長及び議員を選ぶ選挙 	<p><u>投票できません。</u></p> <p>⇒まだ引っ越し先の選挙人名簿に登録されないので投票できません。</p>

⑤に該当する方

全ての選挙で投票できません。

⇒転入届出から3か月未満なので、引っ越し先の選挙人名簿には登録されません。また、転出日から4か月以上経過しているため、南砺市の選挙人名簿から抹消されています。そのため、全ての選挙で投票できません。

⑥に該当する方

引っ越し先で行われる全ての選挙で投票できます。

⇒引っ越し先の選挙人名簿に登録されているので、引っ越し先で行われる全ての選挙に投票することができます。ただし、南砺市で行われる選挙に投票することはできません。

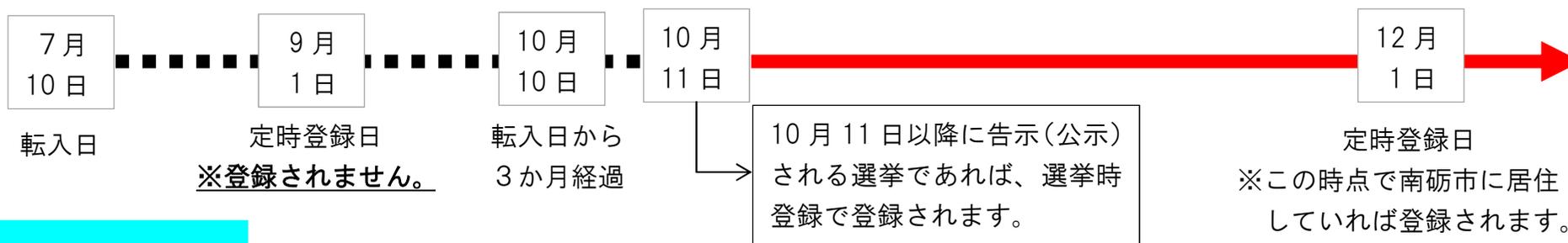
【補足①】 選挙人名簿に登録されるための要件 “転入届出から3か月” とは・・・

転入届を提出した日から選挙人名簿の登録基準日までに 3か月以上経過していれば登録されるが、3か月未満であれば登録されないということです。

例えば、7月10日に南砺市に転入届を提出した方の場合は、下記のとおりになります。

【定時登録の場合】

登録基準日は、当該登録月（3月、6月、9月及び12月）の1日です。したがって、9月1日の登録基準日までに3か月以上経過していないので、9月の定時登録の際は登録されませんが、12月1日の登録基準日までには3か月以上経過しているため、12月の定時登録の際には登録されます。



【選挙時登録の場合】

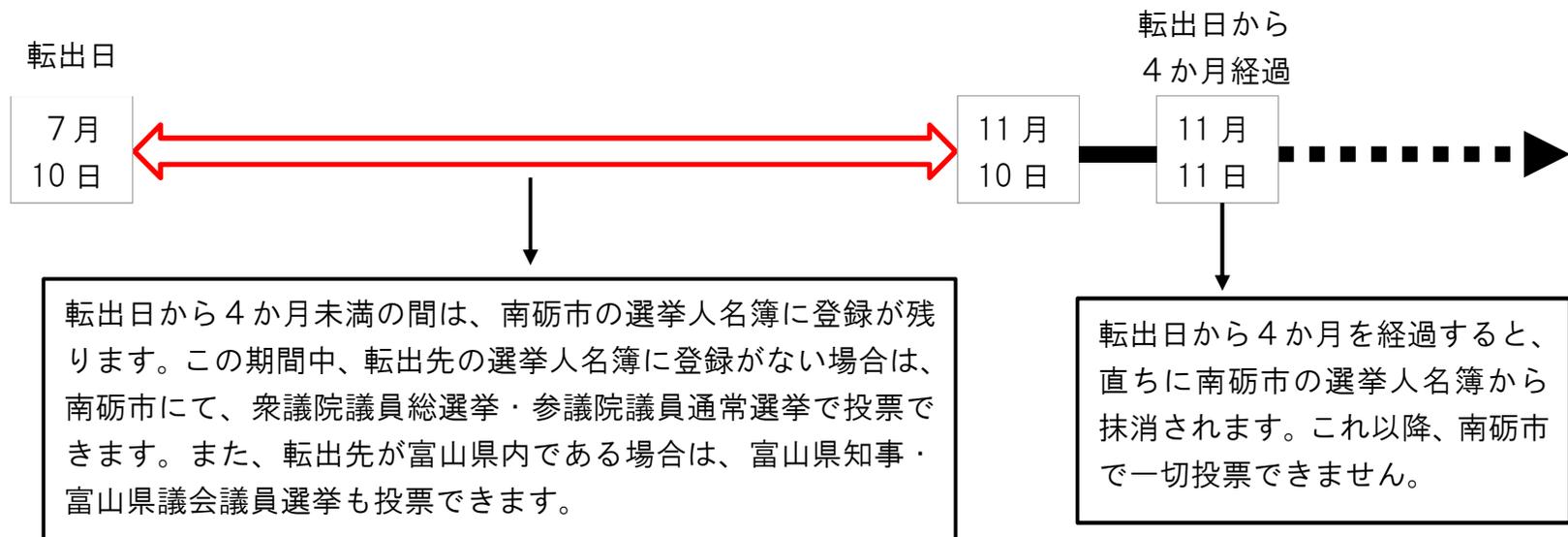
選挙がある場合には、選挙の投票日の告示（公示）の前日が登録基準日です。10月10日に転入届出を提出してから3か月を経過するので、10月11日以降に告示（公示）される選挙であれば登録されます。

【補足②】 選挙人名簿から抹消される“転出日から4か月”とは・・・

「転出届に記入した転出予定日（以下「転出日」と表記します。）の翌日」から4か月以上経過すると、直ちに選挙人名簿から抹消されるということです。

南砺市から他の市区町村に転出した方は、転出日か翌日から4か月を経過するまでは、南砺市の選挙人名簿に名前が登載され続けるため、転出先の選挙人名簿に登録がない場合は、南砺市で投票できます。ただし、転出先の選挙人名簿に登録がある場合は、南砺市で投票はできません。

例：7月10日に南砺市から転出した方の場合

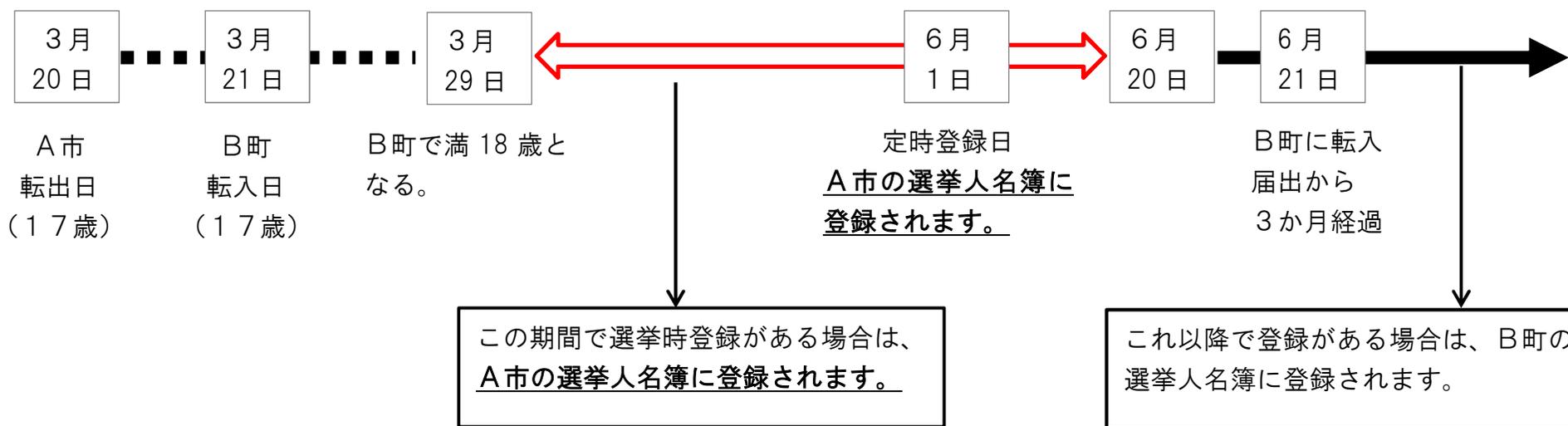


【補足③】 法改正に伴う旧住所地における選挙人名簿の登録

公職選挙法の改正により、平成28年6月19日から、下記及び10ページで示している場合にも旧住所地において選挙人名簿に登録されることになりました。

- ① 旧住所地における住民票の登録期間が3か月以上である17歳の人、転出後4か月以内に新住所地において18歳となったが、新住所地における住民票の登録期間が3か月未満である場合

例：誕生日が3月30日である17歳の人、3月20日にA市（3か月以上居住していた）から転出し、3月21日にB町に転入した場合



② 旧住所地における住民票の登録期間が3か月以上である18歳以上の人が、
選挙人名簿に登録される前に転出してから4か月以内で、かつ、新住所地に
おける住民票の登録期間が3か月未満である場合

例：18歳以上の人が、短期間で複数回の転出届出及び転入届出を行った場合

